

栄東まちづくり協議会・委員会

平成 29 年 9 月 26 日(火) 18:30 ~
栄東まちづくり協議会会議室

議題：

1 栄東地区街灯モデル整備

事業の概要、指名型プロポーザルの実施、指名業者の選定、スケジュール等

9/11 にぎわい・道路公園合同部会

- ・ 部会資料（添付資料）
- ・ プロポーザル要項、仕様書（添付資料）
- ・ 設計照度、水平面照度 10lx（ルクス）に関し、再検討となった。

9/22 にぎわい・道路公園合同部会

- ・ 水平面照度の説明
- ・ 現状調査、他地域調査の結果報告
- ・ 現地調査
- ・ 設計照度を水平面照度 20lx（ルクス）とした。

2 平成 30 年度の環境整備協力費の名古屋市執行分（直執行）の要望

平成 29 年度に協議会が行う池田公園再整備構想策定を踏まえ、緑政土木局に平成 30 年度に設計業務を実施することを要望する。

報告事項：

1 栄東地区 Wi-Fi 整備業務

(1) スケジュール

7/ 6(木) にぎわい部会においてプロポーザル募集要項等を審議

契約審査会で名古屋市競争入札参加資格名簿の申請区分が「工事請負」又は「業務請負」に登録されている者で、名古屋市内又は近郊に営業拠点を有する者 5 者を応募依頼者として選定

7/13(木) 協議会・委員会でプロポーザル募集要項等を審議、決定

7/26(水) プロポーザル募集開始（協議会ウェブサイトで公表）

プロポーザル依頼者(5 者)にメール配信

8/18(金) 参加表明期限（3 者参加表明）

8/25(金) プロポーザル募集締切

にぎわい部会でプロポーザル審査方法説明

8/29(火) にぎわい部会でプロポーザルプレゼン、審査、契約候補者決定

NTT ブロードバンドプラットフォームに決定

11/17(金) 池田公園 Wi-Fi 供用開始

3/31(土) 履行期限

(2) 審査方法等

2 池田公園再整備構想策定業務

(1) スケジュール

7/26(水) 入札案内

名古屋市競争入札参加資格名簿の申請区分が「測量・設計」に登録されている者で、名古屋市内に営業拠点がある5者に入札に案内

8/23(水) ㈱オオバ名古屋支店が落札

3/31(土) 履行期限

(2) 今後の進め方

道路公園部会で5回開催し、途中、栄東地区内の住民、就業者、公園利用者等へのアンケート、事例調査等を行い、再整備構想をまとめる。

平成30年度に緑政土木局による設計、31年度以降の施工につなげる。

3 栄東地区イルミネーション装飾業務

(1) スケジュール

8/3(木) にぎわい部会において指名型プロポーザル要項等を審議

契約審査会で名古屋市競争入札参加資格名簿の申請区分が「工事請負(屋外照明工事又は電気工事)」に登録されている者で、名古屋市内又は近郊に営業拠点を有する者5者を選定

8/10(木) 協議会・委員会でプロポーザル募集要項等を審議、決定

8/18(水) プロポーザル案内(5者に電子メール)

9/1(金) 参加表明期限(2者参加表明)

9/21(木) プロポーザル募集締切

にぎわい部会で

9/25(月) にぎわい部会でプロポーザル審査方法説明、プロポーザルプレゼン、審査、契約候補者決定

高桑電機㈱に決定

11/17(金) 点灯式(Wi-Fiもサービス開始)

2/17(土) 消灯式

2/28(水) 履行期限

(2) 池田公園内のイルミネーション

栄東まちづくりの会が発注したイルミネーションが業者保管されているため、これを特命随契で協議会が契約し、装飾を行う。点灯式では池田公園と今回契約する範囲のうちの池田公園周辺を同時に点灯する。消灯式も同様。

4 防犯カメラ完成に合わせた防犯パトロール

栄5丁目における防犯カメラの整備により、栄東地区全体の地域防犯力が高まる。これにあわせ栄東地区の住民、事業者等自らの防犯パトロールの充実を図る計画がある。

5 その他

* 次回の日程

栄東まちづくり協議会 にぎわい・道路公園合同部会

平成 29 年 9 月 11 日 18 : 30 ~
栄東まちづくり協議会会議室

1 栄東地区街灯モデル整備業務

(1) 事業の概要

現在は「栄ウォーク街」と表記された街灯が地区内に多くあるが、老朽化が進み、デザイン的にも陳腐化している。これを今後、継続的に整備していくため、一部の通りに新しい街灯をモデル設置し、明るさの向上とにぎわいづくりを図る。(平成 29 年 4 月 24 日協議会総会資料-「平成 29 年度事業計画」より)

(2) 指名型プロポーザルの実施

① 理由

街灯整備は価格のみ評価できないデザイン(意匠)が重要であり、価格のみの競争による入札が不適当なため、財務規程第 41 条により総合評価による入札を行う。

なお、競争原理の確保と事務の煩雑さ、負担軽減を考慮し、財務規程第 36 条による指名競争入札の規定に準じて、名古屋市の入札参加資格があり、施工能力が 5 者を指名する、指名型プロポーザルとする。

栄東まちづくり協議会財務規程

(総合評価による入札)

第 41 条 会長は、指名競争入札により契約を締結しようとする場合において、当該契約がその性質または目的から第 38 条第 1 項の規定により難しいときは、この規定に関わらず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした者のうち、価格その他の条件が協議会にとって最も有利なものをもって申し込みをした者を落札者とすることができる。

2 会長は、前項の規定により落札者を決定しようとするときは、あらかじめ協議会に諮り選定基準及び選定方法を定め、これを公表しなければならない。

(指名競争入札参加者の指名等)

第 36 条 指名競争入札により契約を締結しようとするときは、名古屋市契約規則の規定に基づいて作成された名古屋市競争入札参加有資格者名簿の中から、当該入札に参加することができる資格を有する者のうち 5 人以上を当該入札の参加者に指名しなければならない。ただし、契約の性質その他の理由により特に必要な場合においては 4 人以下とすることができる。

② プロポーザル要項及び仕様書 別添

③ 指名業者の選定

名古屋市競争入札参加有資格者名簿の中から、工事請負(屋外照明工事)の入札に参加する資格を有する者のうち、当地区で施工実績のある者を含む 5 者を、下記の 5 名で構成されるにぎわい部会・審査会で選定する。

にぎわい部会 正副部会長(3)

協議会副会長(地域代表)(1)

協議会事務局長(1)

- ④ プロポーザル（企画提案）の審査、決定、契約手続
応募締切後ににぎわい・道路公園合同部会を開催し、提案者がプレゼンテーションを行い、部会で審査し、契約候補者を選定する。その後、すみやかに契約手続を行う。

(3) 予算額

街頭防犯カメラ整備、池田公園再整備構想策定業務、Wi-Fi 整備の余剰額、イルミネーション装飾の事業規模の拡大、他の事業の執行見込みを考慮し、街灯モデル整備の事業規模を拡大する。（別紙 1、別紙 2 参照）

(4) スケジュール

9/11	部会で審議
9/14	委員会で審議
9/15 以降	補助金交付申請 指名通知（補助金交付決定後）
10 月	企画提案書締切（指名通知の 20 営業日後） にぎわい・道路公園合同部会で提案審査、契約候補者決定、契約事務
3 月末	履行期限

2 池田公園再整備構想検討事業

(1) 入札

7/26 に公園関係のコンサル業務を行うことができる 5 者に、8/23 を入札期限とする「入札の案内」を送付し、入札の結果、下記の者と契約を行った。
株式会社オオバ名古屋支店

(2) 道路公園部会における検討

地域住民等が現状の池田公園をどのように考え、どのような課題認識をもっているか、将来、どのような公園に再整備すべきと考えているかを意見交換し、再整備構想検討する。

検討、議論の材料としてアンケートを実施し、他都市の事例等も研究し、再整備構想を策定する。

第 1 回～3 回 地元中心で議論、検討

第 4 回～5 回 行政も参画して議論、検討

第 1 回（9 月） ざっくばらんな意見交換、事例紹介、アンケート調査の内容の検討

第 2 回（10 月） アンケート調査の内容の確定、事例研究、意見交換
（アンケートの実施、分析）

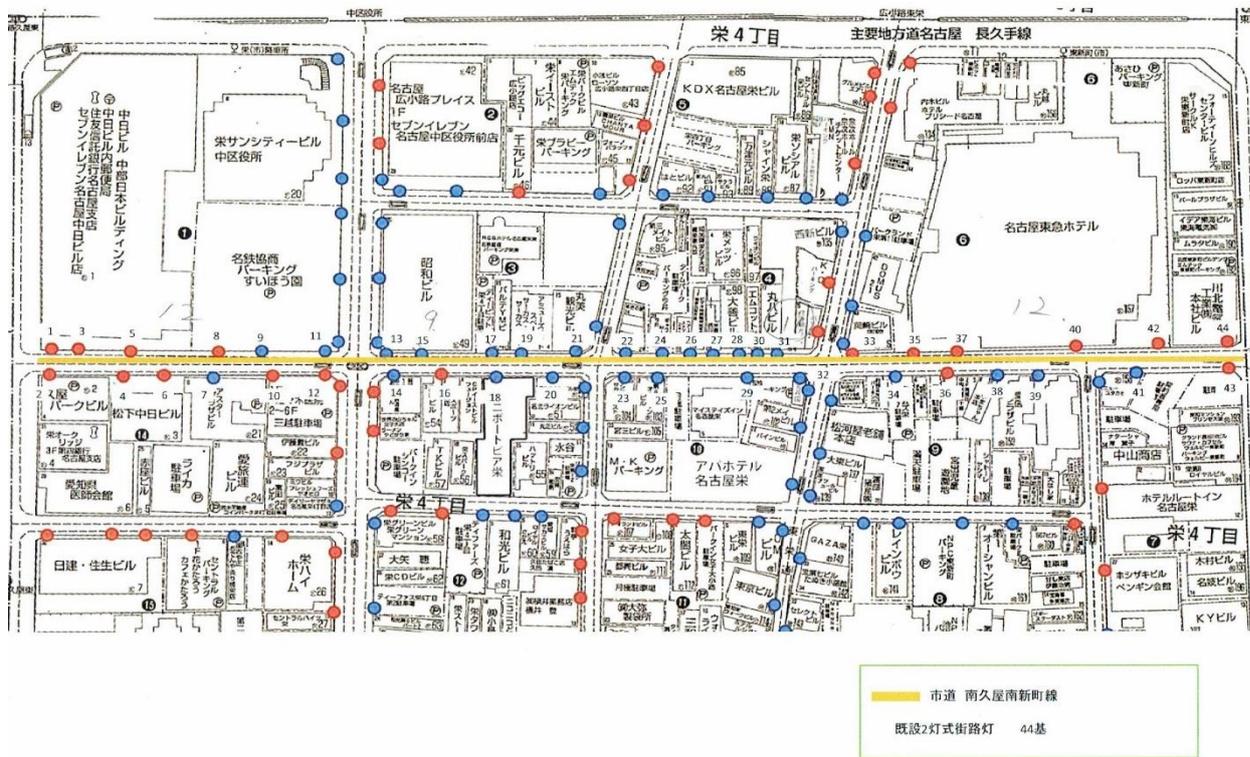
第 3 回（12 月） アンケート結果を踏まえた意見交換、課題の整理、再整備構想案の検討

第 4 回（1 月） 行政側の視点も入れた再整備構想案に関する意見交換、検討

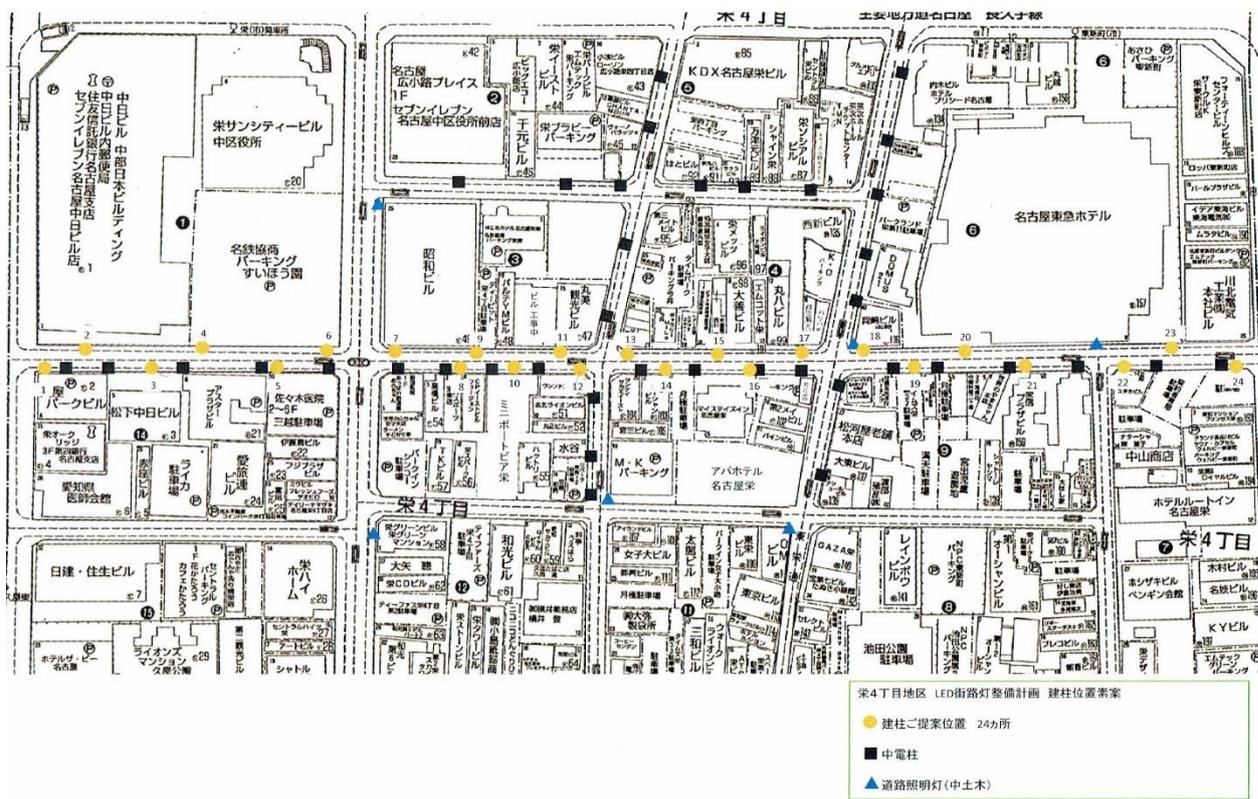
第 5 回（3 月） 再整備構想案のまとめ

3 その他

1 整備箇所の既存街灯



2 整備箇所の新設街灯 (例)



街灯モデル整備計画

		中日ビル南 ①	昭和ビル南 ②	大善ビル南 ③	東急ホテル南 ④	合計
南久屋 南新町線	新設本数	6	6	5	7	24
	撤去本数	12	9	11	12	44
予算	新設					12
	撤去					-
	単価					700,000
	金額	撤去費含む。⇒				8,400,000
新設単価		756,000				
撤去単価		54,000				
各ブロック	新設金額	4,536,000	4,536,000	3,780,000	5,292,000	予算増加額
	撤去金額	648,000	486,000	594,000	648,000	
	金額 計	5,184,000	5,022,000	4,374,000	5,940,000	
①+②	新設本数	12		-	-	-
	撤去本数	21		-	-	-
	金額 計	10,206,000		-	-	1,806,000
①+②+③	新設本数	17			-	-
	撤去本数	32			-	-
	金額 計	14,580,000			-	6,180,000
①+②+③+ ④	新設本数	24				-
	撤去本数	44				-
	金額 計	20,520,000				12,120,000

項 目	予算	見込	差引
防犯カメラ整備	7,464,000	5,186,160	▲ 2,277,840
池田公園再整備構想策定	5,912,000	1,782,000	▲ 4,130,000
Wi-Fi 整備	9,092,000	7,075,944	▲ 2,016,056
イルミネーション装飾 予算増額	3,715,000	7,236,000	3,521,000
多文化共生事業減額	2,750,000	1,750,000	▲ 1,000,000
事務費減額 (バイト▲400,000、備品▲200,000、 その他▲100,000)	10,533,000	9,833,000	▲ 700,000
合 計	39,466,000	32,863,104	▲ 6,602,896

栄東地区街灯モデル整備業務に係るプロポーザル要項

次のとおり指名型プロポーザルを行いますので、指名を受けた方は、必要な書類を提出してください。

1 業務の概要

(1) 業務名

栄東地区街灯モデル整備業務

(2) 業務内容

「栄東地区街灯モデル整備業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

2 プロポーザル参加の指名を受ける者の資格

プロポーザル参加の指名を受ける者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 施行令第 167 条の 4 第 2 項各号に該当する事実があった後 3 年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15 財用第 5 号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 本要項に基づく企画提案書提出時において、名古屋市競争入札参加資格における申請区分「工事請負」（屋外照明工事）の競争入札参加資格を有すると認定された者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、(3)に掲げる本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、(3)に掲げる本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）又は商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が本プロポーザルに参加しようとしなない者であること。
- (7) 本要項に基づき指名通知した日から 7「契約候補者の選定」に定める契約候補者（以下、「契約候補者という。」）選定までの間に名古屋市の指名停止の期間がない者であること。
- (8) 指名通知の日から契約候補者選定までの間に名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成 20 年 1 月 28 日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19 財契第 103 号）に基づく排除措置の期間がない者であること。
- (9) 本社所在地において市町村民税の滞納がないこと。

- (10) 同種業務の施工実績を有していること。
- (11) 栄東まちづくり協議会（以下、「協議会」という。）と緊密な連絡調整が可能であること。

3 参加手続

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒460-0008 名古屋市中区栄五丁目 19 番 4 号 K-POINT ビル 202 号室

栄東まちづくり協議会

担 当：林 哲哉

電 話：052-898-0852

E-mail：t.hayashi@sakaehigashi-mky.jp

(2) プロポーザル参加表明

① 提出期限

平成 29 年 10 月 24 日 17 時

② 提出場所

(1)に同じ

③ 提出書類

ア プロポーザル参加表明書（様式は任意）

イ 名古屋市の「平成 29・30 年度一般（指名）競争入札参加資格審査の結果について」又は資格を有することを証明する書類

③ 提出方法

持参又は郵送（書留に限る。）

(4) 企画提案書等の提出

① 提出期限

平成 29 年 11 月 1 日 17 時

② 提出場所

(1)に同じ

③ 提出部数

20 部。ただし見積書は別綴じで 1 部

④ 提出方法

持参又は郵送（書留に限る。）による。

(5) プロポーザル参加表明後又は企画提案書等の提出後の辞退

① プロポーザル参加表明の辞退

平成 29 年 11 月 1 日 17 時

② 企画提案の辞退

平成 29 年 11 月 2 日 17 時

③ 提出場所

(1)に同じ

④ 提出方法

持参又は郵送（書留に限る。）による。

4 企画提案書等の内容

- (1) 会社概要のわかる資料 (A4)
- (2) 業務実績 (A4)
- (3) 企画提案書 (A4)

仕様書を参照し、下記の内容を含むこと。

* 企画提案書、プレゼン資料には見積金額は記載しないでください。

- ① 全体の構成案

仕様書に定める目的を実現するための街灯整備の全体の構成案（街灯の位置図を含む。）、コンセプトを提案してください。

- ② 街灯のデザイン

以下の条件を満たした街灯のデザイン案のカラーのイラストを 3 案、提案してください。

- ・ 広告パネル、バナーを付帯できること

- ③ 街灯のポール、アーム、LED 灯具、付帯電源、広告パネル等の具体的な仕様
以下の条件を満たした具体的な仕様を提案してください。

- ・ 光源は LED で、水平面照度は平均 20lx 以上

- ④ 点灯、消灯の仕組み

- ⑤ 施工時の交通安全、近隣対策

- ⑥ 施工、管理体制、スケジュール

- ⑦ 平成 30 年度以降の保守、管理体制

- ・ 保守はメンテナンス契約は行わず、故障時対応（スポット）となります。

- (4) 見積書 (A4)

見積書を 1 部提出してください。ただし、見積金額の上限は下記以下としてください。

上限額：14,526,000 円(税込)

5 本要項及び仕様書等に対する質問及び回答

- (1) 質問

- ① 質問の方法

電子メールで協議会に質問してください。

- ② 質問の受付期間

平成 29 年年 10 月 3 日から 10 月 17 日

- (2) 質問に対する回答

- ① 回答日

質問の受付期間又は受付期間後に随時回答します。

- ② 回答方法等

質問者に対して明らかに営業上の不利益を与える情報を除き、指名された方全員に電子メールにより回答します。

本プロポーザル要項及び仕様書の補足、変更等が記載されることもあるので、質問及び回答については必ず確認してください。

6 審査の手續、評価基準

協議会・にぎわい部会において企画提案書等を提出した者（以下、「企画提案者」という。）によるプレゼンテーションを実施し、部会が企画提案書等の提出書類、プレゼンテーションの評価を行います。

(1) 企画提案者によるプレゼンテーション

① 日時

平成 29 年 11 月 6 日(予定) 18:30 以降（時間は別途連絡します。）

② 場所

3、(1)に定める場所

③ 参加人員

3 名以内

④ 使用機器

ア 企画提案者持参のノート PC

イ 協議会が用意するプロジェクター、スクリーン（音声は使用しません。）

⑤ プレゼンテーションの時間

20 分以内（協議会から質問及び回答の時間 10 分程度を除く。）

(2) 評価基準

項 目	配 点
見積金額	40
その他の提案の内容	60
合 計	100

7 契約候補者の選定

- (1) 提出された企画提案書、プレゼンテーション等を審査し、総合点の最も高い者を契約候補者として選定し、契約を行います。
- (2) 契約候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者を新たな契約候補者として手続を行います。契約候補者が契約の相手方として決定される前に名古屋市において指名停止又は契約締結前に排除措置を受けた場合も同様とする。
- (3) 企画提案者が 1 者であっても、本プロポーザルは成立するものとするが、審査の結果、契約候補者として不適切と認められる場合は、契約候補者として選定しない。
- (4) 本説明書に示した参加資格がないと認められた者には、その旨及びその理由（以下「無資格理由」という。）を書面により通知し、その者が提出した企画提案書等は審査しない。この場合、通知を受けた者は、無資格理由について電子メールにより説明を求めることができる。

8 審査結果の通知、公表

(1) 審査結果の通知

① 期日

平成 29 年 11 月 7 日(予定)

② 通知内容

企画提案者すべての順位と総合点を電子メールで通知します。この場合、当該通知相手の提案者以外の氏名又は名称は記載しません。

(2) 契約候補者に選定されなかった者に対する理由の質問

契約候補者に選定されなかった者は理由（以下「非選定理由」という。）について、電子メールによりより質問し、回答を求めることができます。

(3) 契約締結後の協議会ウェブサイトにおける公表

企画提案者すべての順位と総合点を協議会ウェブサイトにおいて公表します。この場合、契約締結者以外の氏名又は名称を記載しません。

9 その他

(1) 入札保証金、契約保証金

徴収しません。

(2) 無効となる提案等

次に該当する提案は、無効とします。

- ① 本要項に示した参加資格を有しない者のした提案
- ② 企画提案書等に虚偽の記載をした者の提案
- ③ 本要項に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案
- ④ 4、(4)に記載した上限額を超える見積金額の提案
- ⑤ 審査の公平性に影響を与える行為をした者の提案

(3) 契約候補者選定までの間に参加資格を有しないこととなった者の取扱い

参加資格があることを確認された者であっても、参加資格を有しない者に該当する。

(4) 企画提案書等に関する費用

作成等提案に関して必要となる一切の費用は提案者の負担とします。

(5) 本プロポーザルの提案者が協議会から受領した書類

協議会の了解なく公表又は使用しないでください。

(6) 1 者につき可能な提案数

1 つとし、複数の提案はできません。

(7) 実施体制の変更

契約内容の履行にあたり、企画提案書に記載した実施体制の変更は原則としてできません。

(8) 企画提案書等の提出後の追加書類の提出

協議会が必要と認める場合は求めることがあります。

栄東地区街灯モデル整備業務仕様書

1 件名

栄東地区街灯モデル整備業務

2 目的

栄東まちづくり協議会（以下、「協議会」という。）は今後、栄東地区における安心、安全で快適な環境づくりと、活性化を図るため、同地区内の街灯を順次、更新整備を進めていく。本年度はそのモデル整備を行い、評価と今後の整備方針を検討するため、栄4丁目地区内の特定街路の歩道上の街灯の更新整備を行うものとする。なお、街灯の光源は省電力、CO₂削減を目的として、LEDとする。

3 整備場所及び整備本数等

(1) 整備場所

市道南久屋南新町線の栄4丁目地区内の両側の歩道（図を参照）

(2) 新設本数

17本

(3) 既設撤去本数

31本

4 履行期間

契約の日から平成30年3月31日

5 業務内容

(1) 設計、施工

「栄東地区街灯モデル整備業務に係るプロポーザル要項」（以下「要項」という。）に基づき応募し、契約候補者となった者（以下、「契約候補者」という。）の提案に基づき協議会と協議により決定した設計及び仕様、施工とする。

(2) 既存街灯の撤去

整備場所の既存街灯を撤去し、現状回復を行うとともに、撤去した街灯を適正に処分すること。契約候補者となった者の提案に基づき協議会との協議により決定した内容により、制作、施工を行い、電飾装置等が機能を発揮できるよう管理すること。

(3) 施工等にあたっての注意、遵守事項

施工等にあたっては、近隣へ自動車等の出入り、歩行者等の通行の安全対策を講じ、近隣に迷惑がかからないようにするとともに、道路占用条件、道路管理者の指示、既存街灯の管理者の条件を遵守すること。

(4) 各種手続等

地先の施工の了解、既存街灯管理者の承諾、道路管理者への申請等の手続を行うこと。

(5) 成果物

以下を竣工検査までに納品すること。

- ① 配置図
- ② 納入仕様書
- ③ 製品検査報告書
- ④ 施工図
- ⑤ 完了報告書
- ⑥ その他

6 保証、保守

街灯及び付帯設備が通常の使用で故障をした場合、ポール、アームは設置後1年間、灯具は3年間、無償修理を行うこと。

7 その他

- (1) 著作権使用、保険等必要な場合の手續や費用は受注者の負担とする。
- (2) 本業務で作成された街灯の意匠の使用権は協議会に帰属し、協議会は今後、同様の意匠又は改変した意匠の街灯を制作することができる。
- (3) この仕様書に定めない事項については、双方協議により決定する。

図

施工範囲

